第1章 計画策定にあたって

Ⅰ 計画策定の趣旨・位置づけ

1. 計画策定の趣旨

- 本市では、少子化の進行や核家族化などの子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 17年に「いきいきこどもプラン〜いずも次世代育成支援行動計画〜」を、平成 22年に「いきいきこどもプラン〜いずも次世代育成支援行動計画(後期計画)〜」を策定し、「子育てに喜びを実感できる社会の実現」を基本理念に、次世代育成の施策に積極的に取り組んできたところです。
- このような中、国においては、平成 24 年に、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援法を含む関連 3 法が制定されました。関連 3 法は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進するために、制定されたものです。また、制定された子ども・子育て支援法では、市町村に子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられました。
- 本市における子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する 必要がある項目に加え、平成 26 年度末で計画期間が終了する「いきいきこどもプラン〜いずも次世代育成支援行動計画(後期計画)〜」を引き継ぐ計画にも位置付ける こととし、平成 27 年度〜令和元年度を計画期間とする本計画を策定しました。
- 〇 今回、本計画期間が終了することに伴い、本市における子育ての支援を継続的に実施 していくため、平成令和2年度~令和6年度を計画期間とする第二期計画を策定しま した。

子ども・子育て支援法の概要

【公布年月日】

● 平成 24 年 8 月 22 日公布

【施行期日】

● 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行。ただし、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備等は公布の日等から施行。

【概要】

● 目的…第1条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やか

に成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

● 基本理念…第2条第1項

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を 有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆ る分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して 行われなければならない。

● 市町村子ども・子育て支援事業計画…第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法の概要

【公布年月日】

平成 15年7月16日公布<27年3月31日までの時限立法> 最終改正:平成26年4月23日公布<37年3月31日まで延長>

【施行期日等】

● 公布の日等から

市町村行動計画の策定規定の改正(任意化)は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行

【概要】

● 目的…第1条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

● 基本理念…第3条

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を 有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義につい ての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わ れなければならない。

市町村行動計画…第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。(子ども・子育て支援法の施行の日から施行)

2. 計画の位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象に、本市がこれから進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示すものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画にも位置付けます。
- この計画は、地域社会との協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における環境整備など、子ども・子育て支援にかかわる施策を推進するものであり、 出雲市総合振興計画「出雲未来図」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けるとともに、他の関連する個別計画と調和が保たれたものとしました。
- この計画は、本市の子ども・子育て支援を着実に推進していくために、市民一人ひとりはもとより、各家庭や学校・地域・職場等の積極的な取り組みを促進しようとするものです。

Ⅱ 計画の基本的視点

この計画を策定するにあたっての基本的な視点は次の3点です。

|1| 子どもの最善の利益の実現という視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの立場に立つことで、全ての子どもが大事にされ、 健やかに成長できる、すなわち「子どもの最善の利益」が実現されるための施策の展開を 図ります。

また、子ども・子育て支援は、心身ともに健やかな子どもが育つよう、良質かつ適切な 内容及び水準のものとすることが必要です。

2 子育てをする保護者支援・保護者の自立という視点

子育では「保護者が第一義的責任を有する」という基本認識のもと、男女がお互いに協力して子育でに取り組むという観点から施策を推進します。

また、保護者自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際の子育てを通じて、子どもが成長していく姿にふれることで成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援し、保護者として子育てに責任をもち、主体的に子育てに関わっていく意識づくりをしていくという視点から取り組みを進めます。

3 社会全体で子どもと子育て家庭を支える視点

子どもは社会を構成する重要な一員であり、子どもを心身ともに健やかに育むために、 家庭はもちろん、地域、企業、関係機関、行政をはじめ社会全体が様々な社会資源を活用 し、それぞれの役割を担いながら、連携した施策を推進します。

また、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立化などの問題をふまえ、全ての子どもと家庭への支援という視点から取り組みを進めます。

Ⅲ 計画の期間

○ 子ども・子育て支援法において、市町村は平成27年度から5年を1期とした子ども・ 子育て支援事業計画を定めるとされています。したがって、この計画は、令和2年度 から令和6年度までの5か年間を計画期間とします。

Ⅳ 計画の対象

○ 本計画の対象は、子どもとその家庭、地域、企業(事業所)、関係機関、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体とします。 また、本計画において、「子ども」とは18歳までを指します。

Ⅴ 策定の方法

- 1. 出雲市子ども・子育て会議による審議
 - 第二期事業計画の策定に当たっては、法第77条第1項及び第4項の規定に基づき子育て支援に係る当事者の意見を聴く必要があるため、出雲市子ども・子育て会議による審議をふまえて策定します。

2. ニーズ調査の実施

- 第二期事業計画の策定に当たっては、子育て家庭の現状とニーズを把握するため、保育・教育・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査(ニーズ調査)を実施しました。
- 児童の放課後等に関する現状とニーズを把握するため、就学後児童の保護者を対象に アンケート調査 (ニーズ調査) を実施しました。
- 3. 子ども・子育て支援法に定める記載事項
 - 〇 子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項・任意記載事項については、以下のとおり記載しています。

| 必須記載事項 | 記載場所 | |
|--------------------------|--------|---------|
| ● 教育・保育提供区域の設定 | 第2項第1号 | 第4章 I-2 |
| ● 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見 | 第2項第1号 | 第4章Ⅱ |
| 込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育 | | |
| の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | | |
| ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施 | 第2項第2号 | 第4章Ⅲ |
| しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供 | | |
| 体制の確保の内容及びその実施時期 | | |
| ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学 | 第2項第3号 | 第3章Ⅲ-1 |
| 校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 | | |
| (認定こども園普及についての考え方、保幼小連 | | |
| 携の推進など) | | |

| 任意記載事項 | | 記載場所 | |
|--------|------------------------|------------------|---------|
| • | 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保 | 第3項第1号 | 第3章IV-1 |
| | 育施設等の円滑な利用の確保 | | (1) |
| • | 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支 | - - 第3項第2号 | |
| | 援に関する都道府県が行う施策との連携 | | |
| | ・児童虐待防止対策の充実 | | 第3章V-2 |
| | ・ひとり親家庭の自立支援の充実 | | 第3章Ⅴ-4 |
| | ・発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの施 | | 第3章Ⅲ-2 |
| | 策の充実 | | |
| • | 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる | 第3項第3号 | 第3章IV-2 |
| | ようにするために必要な雇用環境の整備に関する | | |
| | 施策との連携 | | |

4. 関連する計画等

- 子ども・子育て支援施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図って計画を 策定しました。
- 計画の推進にあたっては、関連する各計画との連携を図り、進めていきます。

上位計画

- 出雲市総合振興計画 新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」[24~33 年度]
- 第5期出雲市障がい福祉計画 第1期出雲市障がい児福祉計画 [30~32年度]

関連する他分野の計画

| ● 第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 | [30~34 年度] |
|--------------------------|------------|
| ● 第2次出雲市健康増進計画 | [30~39年度] |
| ● 第3次出雲市食育推進計画 | [30~39年度] |
| ● 出雲市自死対策総合計画 | [31~35年度] |
| ● 第4次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 | [29~33年度] |
| ● 第3次出雲市DV対策基本計画 | [29~33年度] |
| ● 第3期出雲市教育振興計画 | [29~33年度] |
| ● 出雲市社会教育基本計画 | [31~35年度] |

5. 策定スケジュール

- ・ 令和元年 5月27日 令和元年度第1回子ども・子育て会議
- 8月 9日 令和元年度第2回子ども・子育て会議
- 10月 1日 令和元年度第3回子ども・子育て会議
- 11月26日 令和元年度第4回子ども・子育て会議
- 12月 日 パブリックコメント(意見公募)実施 (令和2年1月 日まで)
- ・令和 2年 2月 日 令和元年度第5回子ども・子育て会議3月 計画策定